

道営住宅入居条件の 緩和について

子ども・被災者支援法に基づき、支援対象地域から避難した世帯について
道営住宅の入居条件が緩和されています

※申し込み後、公開抽選により入居者が決定され、家賃は有償となります。

●対象となる方

平成23年3月11日時点で、下記の福島県中通りおよび浜通り（避難指示区域を除く）
に居住していた方で、避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を有している方

福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町の一部、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楡葉町の一部、川内村の一部、新地町

※「居住実績証明書」については避難元市町村にお問い合わせください。

●平成26年10月3日より実施

避難元に持ち家があっても申し込みが可能です

通常は持ち家がある場合は申し込みできませんが、支援対象地域に持ち家がある場合に限り、住宅困窮要件を満たすものとして申し込むことができます。

分離避難の場合、世帯全員の所得金額合計額に1/2を乗じます

母子避難などの分離避難世帯（二重生活である者等）は生活状況を勘案し、世帯全員の所得合計額に1/2を乗じた金額を所得金額とします。

●平成27年2月13日より実施

抽選倍率が優遇されます

一般の申し込みに比べて、支援対象地域の方の申し込みは抽選倍率が優遇されます。

※当選が確実になるものではありません。

●お問い合わせ先●

建設部住宅局住宅課住宅管理グループ

電話 011-204-5583(直通)